

明治二十三年八月十三日達第二百九十一號

海軍艦船籍條例左ノ通定メラル

海軍艦船籍條例

第一條 海軍艦船簿ハ海軍所屬ノ艦船ヲ登録スルモノース

第二條 海軍所屬ノ艦船ハ左ノ五種ニ區別シ登録スヘシ

第一種 戰闘航海ノ役務ニ堪フル軍艦

第二種 水雷艇

第三種 戰闘航海ノ役務ニ堪ヘサル軍艦

第四種 運送船曳船小蒸氣船

第五種 倉庫船荷船雜船

第三條 艦船籍ノ原簿ハ本省ニ備ヘ置キ各鎮守府ニハ其管轄ニ屬スルモノヲ登録スル艦船

籍ヲ備ヘ置クモノトス

第四條 艦船籍ニハ左ノ事項ヲ登録スヘシ

一、 艦船名及ヒ其性質

二、 製造ノ場所年月日及ヒ海軍ノ所有ニ歸シタル年月日

三、 重要ナル尺度及ヒ排水量

四、 馬力及ヒ速力

五、 所管鎮守府名

第五條 登録ノ事項變更シタルトキハ其都度訂正スヘシ

第六條 軍艦ハ命名式了ルノトキ其他ハ海軍ノ所有ニ歸シタルトキ簿冊ニ登録シ海軍ノ所

有ヲ離レタルトキ若クハ亡沒解撤シタルトキハ簿冊ヨリ除名スルモノトス

第七條 第一種第二種第三種ノ艦船老朽毀損等ノ事故ニ依リ他種ニ編入スルコトハ

允裁ニ依ル